

## 授業料免除等 Q&A

### 周知方法

Q1 授業料免除等の実施に伴う周知はどのようにされるのでしょうか？

A 福井大学ホームページへの掲載および学生ポータルより行いますので、見落としのないように各自が注意をしてください。

※ 学生ポータルに関しては、お知らせ、またはメッセージ機能にて一斉配信します。学生ポータルのメール転送設定（学生ポータル → 個人設定 → メール転送設定）にて、必ず携帯電話等の普段使うアドレスに転送するように設定しておいてください。

※「ホームページも学生ポータルも見えていなかったから申請できなかった」等の申し出は一切受け付けません。

### 提出書類について

Q2 申請書類は、父母等にも書いてもらってもよいですか？

A 保証人欄以外は、すべて申請者本人が記入してください。不明な点は家族に確認し、記入してください。申請書受付後、記入内容や家庭状況等を確認する場合がございます。記入内容について答えられるよう十分に理解しておいてください。

※ 申請者（学生）各自が責任を持ち、申請を行ってください。

Q3 同一生計とは、どのようなことですか？

A 同居・別居に関わらず、生活費を共有していることをいいます。ただし、配偶者を別生計にすることはできません。

そのため、父母や兄弟等、祖父母等が該当します。ただし、兄弟等、祖父母については、生計維持者（父母等）と完全に異なる収入で生活し、扶養にも入っていない場合は、同居であっても別生計扱いとし、「同一生計」には含めません。

Q4 申請書の申請理由欄は具体的にどのようなことを記入すればよいですか？

A 申請者本人から見た家庭状況を詳細に記入してください。

具体的には、

- ・母子・父子家庭で養育費等の支払いがない
- ・祖父母が入退院を繰り返しており、医療費が膨大である
- ・障がいのある兄弟姉妹等の介護が必要で母が職に就けない
- ・父が休職中で給与が半減している
- ・父が休職中のため、母がパートを2つ掛け持ちしている 等

発生した時期や期間等についても詳細に記入してください。詳細が簡単すぎる場合や不明確な場合は、再提出となる場合があります。

## 収入に関する書類について

Q5 前年の所得がない場合でも、『課税・非課税証明書』、『所得証明書』等は必要ですか？

A 『課税・非課税証明書』、『所得証明書』等は所得がないことの証明にもなります。したがって、所得がなくとも必要です。

Q6 所得に関する書類は、『課税・非課税証明書』、『所得証明書』等に記載のある所得のみでよいですか？

A 『課税・非課税証明書』、『所得証明書』等に記載のない所得（遺族年金等の非課税所得およびその年以降新たに加わった所得等）についても、現に所得があれば収入を証明する書類が必要です。詳細は申請案内をご確認ください。

Q7 父は仕事上のけがにより現在休職中で、給与が減額されています（または支給されていません）。どうしたらよいですか？

A 次の書類を提出してください。

- ① 休職期間、および給与が減給されたことが確認できる書類（写）
- ② 『支給決定通知書』（労災認定され、「休業補償給付・休業給付」を受給している方）
- ③ 『申立書（本学所定の用紙）』（休職中、および減給されている等の詳細を記入してください。）

## 兄弟姉妹について

Q8 兄が今年3月に学校を卒業し、4月から就職する予定です。提出書類は何が必要ですか？

A 親の扶養から外れて同一生計でなくなる場合は、審査対象に含まれないため、この方に関する書類提出は必要ありません（申請書の家族欄にも記入不要です）。住民票謄本上記載がある場合は、『申立書（本学所定の用紙）』にその旨を記入してください。

同一生計である場合は、『住民票謄本』および『課税・非課税証明書』、『所得証明書』等に加え、『収入に関する書類』が必要です。詳細は申請案内をご確認ください。

Q9 兄弟が3月に学校を卒業する予定ですが、申請時においては進路が未定です。どうすればよいですか？

A 申請書の家族欄に名前のみを記入し、「現在の職業」または「勤務先」欄に「進路未定」と鉛筆書きで記入してください。加えて、余白に鉛筆書きでいつまでに進路が確定する予定か記入してください。進路確定後、下記証明書類を追加提出してください。

【進学した場合】（①～③のいずれか）

- ① 『入学許可証（写）』
- ② 『在学証明書』
- ③ 『学生証（写）』

【浪人した場合】（④、⑤のいずれか）

- ④ 予備校の『在学証明書』または『学生証』（写）（予備校に通っている場合）
- ⑤ 『無職・無収入申立書（本学所定の用紙）』（上記④の証明書類の提出ができない場合）

### 【就職した場合】

- ⑥ 『給与等支払証明書（本学所定の用紙）』、または最新3か月の給与明細書（写）のいずれか（就職先で交付された雇用契約書等（基本給、賞与等が分かるもの）の写でも可）

※同一生計でなくなる場合は、書類は不要です。（Q8参照）

### 長期療養者について

Q10 同一生計の祖父母が老人ホームを利用しています。長期療養者として認められますか？

- A 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合、介護保険の自己負担額が特別控除の対象となります。

老人ホーム等の施設を利用している場合、医療費について確定申告等を行っているうえで、介護保険の対象となる施設のみ長期療養の対象となります。

（対象となる施設例）

○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 など

### その他

Q12 申請後、申請内容に変更が生じました。どうすればよいですか？

- A 申請内容については、原則として基準日時点のものとし、基準日の状態をもとに審査を行います。申請内容に変更があったのが基準日以前であれば、下記「問い合わせ先」に申し出てください。内容により、書類の追加提出を求められることがあります。申請内容の変更があったのが基準日以降であれば、特別な場合を除き、審査に影響しませんので、申し出の必要はありません。

（基準日例 令和2年度の場合）

前期分申請基準日：令和2年4月1日 後期分申請基準日：令和2年10月1日）

Q13 諸事情により、申請を取り下げたいのですが、どのようにすればよいですか？

- A 速やかに下記「問い合わせ先」に申し出てください。

その他質問事項がございましたら、メールでお問合せください。

問い合わせ先

【文京キャンパス】 学生サービス課 学生企画担当（授業料免除）

Mail : ggakusei@ml.u-fukui.ac.jp

【松岡キャンパス】 松岡キャンパス学務課 入試・学生担当（授業料免除）

Mail : m-gakusei@ml.u-fukui.ac.jp